

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

吉野川市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

1 促進計画の目標

1. 旧鴨島町地域

(1) 現況

本地域は、四国山地と吉野川に挟まれた地域で、主に住宅が集積する集落地区と農地で構成されており、吉野川寄りの地域で畑作、山地寄りの地域で稲作が行われている。宅地化等が進むことによる、農地の減少と耕作放棄地の増加が問題であり、農地として保全すべき土地を維持・管理する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号および同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧川島町地域

(1) 現況

本地域は、四国山地と吉野川に囲まれた幅の狭い地域で、山地側で柿などの果樹、吉野川寄りの地域で稲作、畑作が行われている。宅地化等が進むことによる、農地の減少と耕作放棄地の増加が問題であり、農地として保全すべき土地を維持・管理する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号および同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧山川町地域

(1) 現況

本地域は、高越山麓と吉野川、川田川に囲まれた地域で、山地側でみかんや柿などの果樹、吉野川、川田川寄りの地域で稲作、畑作が行われている。農地の転用等

が進むことによる、農地の減少と耕作放棄地が問題であり、農地として保全すべき土地を維持・管理する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号および同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧美郷村地域

(1) 現況

本地域は、その全域が「美郷のホタルおよびその生息地」として国の特別天然記念物に指定されており、梅やスタチ、ユズなどの生産を主とした地域である。特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号および同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|-----------------------------------|
| ① | 旧鴨島町地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項2号、同項3号に掲げる事業 |
| ② | 旧川島町地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項2号、同項3号に掲げる事業 |
| ③ | 旧山川町地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項2号、同項3号に掲げる事業 |
| ④ | 旧美郷村地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項2号、同項3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

以下は別紙に記載

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

（別に市対象農用地の基準に該当する地図を添付）

ア 対象地域

特定農山村法の指定地域である旧鴨島町森山地区、旧鴨島町東山地区、旧美郷村全域、旧山川町川田・三山地区、旧川島町学島地区及び法指定地域に接する旧山川町山瀬地区

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 市長の判断によるもの
緩傾斜農用地をすべて対象とする。
- (ウ) 徳島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2） 集落協定の共通事項

（市町村長の判断による要件緩和を認める場合）

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると吉野川市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸

以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の伊対象とすることが適当であると吉野川市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が徳島市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、吉野川市基本構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

協定農用地の保全や集落の活性化に資する補助事業等については、集落の状況に応じて活用することとする。